

令和 7 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

広島県江田島市

目 次

1	令和7年度健全化判断比率報告書	1
(1)	総括表	1
(2)	実質赤字比率	2
(3)	連結実質赤字比率	3
(4)	実質公債費比率	4
(5)	将来負担比率	5
2	令和7年度資金不足比率報告書	6
(1)	総括表	6
(2)	法適用企業	7
(3)	法非適用企業	8
(参考)	各指標の対象範囲	9

1 令和7年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将 来 負 担 比 率
令和7年度決算 健全化判断比率	—	—	8. 1	—
(早期健全化基準)	(1 3 . 4 7)	(1 8 . 4 7)	(2 5 . 0)	(3 5 0 . 0)
(財政再生基準)	(2 0 . 0 0)	(3 0 . 0 0)	(3 5 . 0)	—

注 実質赤字額、連結赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

<参考>比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	16, 547, 898	15, 919, 384	628, 514	135, 328	493, 186
港湾管理特別会計	50, 461	50, 218	243	0	243
合 計	16, 598, 359	15, 969, 602	628, 757	135, 328	493, 429

(単位：千円)

イ 標準財政規模	9, 217, 396
うち、臨時財政対策債発行可能額	0

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 5. 35
----------	---	------------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	493,429	(2)アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 (①～④の計)	107,023	実質赤字額がある場合はマイナス(△)計上
① 国民健康保険特別会計	75,930	
② 後期高齢者医療特別会計	9,568	
③ 介護保険 (保険事業勘定) 特別会計	21,363	
④ 介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計	162	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①～③の計)	92,720	資金不足額がある場合はマイナス(△)計上
① 下水道事業会計	91,544	
② 宿泊施設事業特別会計	0	
③ 交通船事業特別会計	1,176	
エ 標準財政規模	9,217,396	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ	連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 7.52
---	----------	---	-------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}] (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金	1,963,723	繰上償還及び満期一括償還元金を除く。
イ 準元利償還金	318,193	公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	87,779	公営住宅使用料等
エ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,567,080	基準財政需要額 災害復旧費等、事業費補正 密度補正
オ 標準財政規模	9,217,396	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

カ 実質公債費比率（単年度）	8.20	R5 8.50 R6 7.63
キ 実質公債費比率（3か年平均）	8.1	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ} + \text{エ}]}{\text{オ} - \text{エ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	16,131,953	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	220,194	小用港、中田港上屋整備、 土地開発公社業務委託
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	2,106,375	下水道事業会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	16,003	広島県水道広域連合企業団への負担見込額
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	3,154,327	
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	8,645,796	財政調整基金、減債基金等
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	266,112	公営住宅使用料等
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	13,178,395	
シ 標準財政規模	9,217,396	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,567,080	

(単位：%)

セ	将来負担比率	—	
---	--------	---	--

注 将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 令和7年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分			令和7年度決算 資金不足比率	(経営健全化基準)
法適用企業	事業以外	下水道事業会計	—	(20.0) ※公営企業ごと
法非適用企業	宅地造成事業以外	宿泊施設事業特別会計	—	
		交通船事業特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
下水道事業会計	319,788	0	411,332	△91,544

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
下水道事業会計	295,602	0	295,602	雨水処理負担金以外の 一般会計負担金を 除く。

③ 資金不足比率

(単位：%)

下水道事業会計	—	
---------	---	--

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率} \quad ③ = \frac{D \text{ (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{G}$$

(3) 法非適用企業

宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳 出 額 A	算入地方債 B	歳 入 額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
宿泊施設事業特別会計	13,284	0	13,284	0
交通船事業特別会計	137,148	0	138,324	△1,176

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
宿泊施設事業特別会計	85,470	0	85,470	
交通船事業特別会計	277,025	0	277,025	

③ 資金不足比率

(単位：%)

宿泊施設事業特別会計	—	
交通船事業特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{D (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{G}}$$

(参考) 各指標の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	港湾管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計	国民健康保険特別会計			準元利償還金の対象会計	
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険（保険事業勘定）特別会計				
		介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計				
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用 下水道事業会計				資金不足比率
		法非適用 宿泊施設事業特別会計				
		交通船事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		広島県市町総合事務組合				
		広島県後期高齢者医療広域連合				
		広島県水道広域連合企業団				
地方公社・第三セクター等		土地開発公社				
		江田島バス(株)				
		沖野島マリーナ(株)				